

令和7年度南丹市障害者就労施設等からの物品等の調達方針

1 趣旨

「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（以下「法」という。）」第9条の規定に基づき、本市が行う障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を、次のとおり定めるものとする。

2 用語の定義

この方針において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

3 適用範囲

この方針は、本市の機関が発注する物品等の調達に適用する。

4 調達の対象となる障害者就労施設等

調達の対象となる障害者就労施設等は、次のとおりとする。

「障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律」に基づく事業所等

ア 就労移行支援事業所

イ 就労継続支援事業所（A型・B型）

ウ 生活介護事業所

エ 障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る）

オ 地域活動支援センター

カ 小規模作業所

5 調達の対象品目

（1）物品

- ・食品類（パン、クッキー、農作物、食品加工品など）
- ・小物、雑貨、記念品（自主製品など）
- ・日用品、生活雑貨（アクリルたわし、てぬぐいなど）
- ・その他障害者就労施設等が提供可能な物品

（2）役務

- ・印刷（冊子、パンフレット、封筒など）
- ・事務作業（封入、シール張り、仕分けなど）
- ・各種作業（清掃、園芸、管理など）
- ・その他障害者就労施設等が提供可能な役務

6 調達目標

令和7年度調達目標は昨年度における障害者就労施設等からの調達実績を1%以上、上回ることを目標とする。

《参考》

年度	目標		令和6年度実績
令和7年度	対前年度実績1%増	6,204,149円	6,142,722円

7 調達の推進方法

- (1) 障害者就労施設等が提供可能な物品や役務についての情報を収集し、各機関に情報提供することにより、できるかぎり多くの機関で障害者就労施設等からの調達の推進が図られるよう努める。
- (2) 障害者就労施設等からの調達の推進に当たっては、地元中小企業、シルバー人材センターなどに十分配慮するよう努める。

8 共同受注窓口の運営

受発注情報の提供や障害者就労支援施設等の情報収集、受発注の仲介等を行う共同受注窓口を運営する。

9 調達方針及び調達実績の公表

- (1) 本市における障害者就労施設等からの物品等の調達方針を策定した時は、市ホームページ等により速やかに公表する。
- (2) 調達実績については、翌年度の6月に市ホームページ等で公表する。

10 その他

障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に資するよう、必要に応じて本方針の見直しを行うものとする。

11 施行日

この方針は、令和7年4月1日から施行する。